

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問（情）第126号）

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 開示の請求

異議申立人は、平成16年1月7日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「砂防事業における事業区分で、補助事業に属する事業のうち、地方財政法に基づく補助金の交付により行われる事業の予算要求書類並びに工事設計書・契約書・検査調書などの事業全体が把握できる文書等を開示請求の対象とします。なお、地方財政法に基づく補助金の交付により行われる事業は、砂防環境整備事業及び砂防設備修繕事業であると認識していますが、現行法において、その他の名称による事業内容がある場合は、当該補助金の交付事業も併せて開示請求の対象とします。おって、開示請求の対象とする年度は、平成13年度及び平成14年度に実施された工事にかかる文書とします。」と記載された開示請求書（以下「本件開示請求書」という。）により行政文書の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、本件請求に係る行政文書の不存在を理由とする行政文書不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成16年1月21日付で異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成16年1月26日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、全部開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 平成16年1月21日付け東広建竹第315号による行政文書不存在通知は、東広島地域事務所建設局竹原支局（以下「竹原支局」という。）管内の砂防指定地内河川の改修工事が行われた事実があるにもかかわらず、当該工事が地方財政法等に基づく補助金の交付の対象として、予算要求すらされていないということを回答している

- ものであり、通常では考えられないことから、当該文書を隠匿している疑義がある。
- (2) 竹原支局は本件請求の対象を、地方財政法第 16 条を法律上の根拠とする補助金により行われる事業に係る行政文書であると判断したというが、これは竹原支局の一方的な解釈である。
- (3) 開示請求書には、「なお、地方財政法に基づく補助金の交付により行われる事業は、砂防環境整備事業及び砂防設備修繕事業であると認識していますが、現行法において、その他の名称による事業内容がある場合は、当該補助金の交付事業も併せて開示請求の対象とします。」との補足説明を行っている。
- (4) しかし、竹原支局は、異議申立人が異議申立書では「地方財政法等に基づく補助金」の交付による事業と記載しているが、開示請求書では「地方財政法に基づく補助金の交付により行われる事業」と記載しており、「等」という文字が付いていない開示請求書に対する本件処分は適法であると説明しており、本件開示請求書の内容に基づかない処分を強行したことに対して抗議する。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件請求に係る砂防事業について、異議申立人は、異議申立書に「地方財政法等に基づく補助金」の交付による事業と記載しているが、本件開示請求書では「地方財政法に基づく補助金の交付により行われる事業」とし、これは「砂防環境整備事業及び砂防設備修繕事業であると認識しています」との記載をしている。これらのことから、本件請求の対象は地方財政法第 16 条を法律上の根拠とする補助金により行われる事業であると判断した。
- 2 平成 13 年度及び 14 年度の竹原支局管内で実施された砂防事業については、維持修繕事業や県単独改良事業のほか、補助事業として砂防法第 13 条に基づく通常砂防事業（離島砂防を含む。）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 21 条に基づく急傾斜地崩壊対策事業があるが、本件請求の対象である地方財政法第 16 条を法律上の根拠とする補助金の交付により行われた事業はない。

第 5 審査会の判断

1 本件請求について

異議申立人は、上記第 2 の 1 のとおり記載した開示請求書により本件請求を行い、これに対し、実施機関は、本件請求に係る行政文書を、「砂防事業における事業区分で、補助事業に属する事業のうち、地方財政法に基づく補助金の交付により行なわれる事業の予算要求書類並びに工事設計書・契約書・検査調書などの事業全体が把握できる文書等で、東広島地域事務所建設局竹原支局管内において平成 13 年度及び平成 14 年度に実施された工事にかかる文書」と解し、これを作成又は取得していないとして、不存在としたものである。

なお、当審査会で見分したところ、実施機関が作成した「砂防指定地管理事務の手引（昭和 59 年 10 月 広島県土木建築部砂防課）」によると、砂防事業の補助事業には、

「砂防法に基づく事業」と「地方財政法に基づく補助金の交付により行われる事業」があり、さらに、後者には「砂防環境整備事業」と「砂防設備修繕事業」があることが認められた。

2 本件処分の妥当性について

- (1) 実施機関は、本件請求の対象は地方財政法第 16 条を法律上の根拠とする補助金により行われる事業であるとし、平成 13 年度及び 14 年度の竹原支局管内で実施された砂防事業には、地方財政法第 16 条を法律上の根拠とする補助金の交付により行われた事業はないことから、本件請求に係る行政文書は存在しないと説明する。
- (2) これに対し、異議申立人は、上記 (1) の実施機関の説明は一方的な解釈であって、本件開示請求書には、「なお、地方財政法に基づく補助金の交付により行われる事業は、砂防環境整備事業及び砂防設備修繕事業であると認識していますが、現行法において、その他の名称による事業内容がある場合は、当該補助金の交付事業も併せて開示請求の対象とします。」との補足説明をしていることから、地方財政法等に基づく補助金の交付による事業に係る行政文書を対象とする旨を主張している。このため、本件開示請求書のなお書きにより、地方財政法以外の法令に基づく補助金の交付により行われる事業に係る行政文書も本件請求に含まれると解すべきかどうか争点となる。
- (3) 本件開示請求書には、前段に「補助事業に属する事業のうち、地方財政法に基づく補助金の交付により行われる事業の (略) 文書等を開示請求の対象とします。」と記載されていることから、当該前段の趣旨は、砂防事業の補助事業には複数の根拠法に基づく事業があることを認識しながら、あえて地方財政法に基づく補助金の交付により行われる事業に係る行政文書に限って開示を請求したものと解される。
- (4) 確かに、本件開示請求書のなお書きには、「現行法において、その他の名称による事業内容がある場合は、当該補助金の交付事業も併せて開示請求の対象とします。」と記載されており、地方財政法以外の法令に基づく補助金の交付により行われる事業に係る行政文書も含むと解する余地がないわけではない。
- (5) しかしながら、本件開示請求書のなお書き全体は、地方財政法に基づく補助金の交付により行われる事業は砂防環境整備事業及び砂防設備修繕事業であるという異議申立人の認識を示した上で、「現行法において、その他の名称による事業内容がある場合は、当該補助金の交付事業も併せて開示請求の対象」にするというものと解されるから、上記 (3) の趣旨を併せて考えると、本件請求の趣旨は、あくまで地方財政法に基づく補助金の交付により行われる事業の枠の中で、異議申立人の認識する「砂防環境整備事業」及び「砂防設備修繕事業」以外にも、本件請求の時において他の名称の事業が存在すれば、それも本件請求の対象にするというものであると解するのが自然である。
- (6) そうすると、実施機関が本件開示請求書のなお書きを地方財政法に基づかない事業も本件請求の対象とする趣旨であると解さず、平成 13 年度及び平成 14 年度に地方財政法に基づく補助金の交付により行われた事業がないことから、本件請求に係る行政文書は存在しないとして本件処分を行ったことは妥当である。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
16. 3. 10	・ 諮問を受けた。
17. 11. 30	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
18. 1. 12	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
18. 1. 19	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
18. 4. 18	・ 異議申立人から意見書を収受した。
18. 4. 24	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
26. 2. 27 (平成 25 年度第 11 回)	・ 諮問の審議を行った。
26. 4. 17 (平成 26 年度第 1 回)	・ 諮問の審議を行った。
26. 5. 29 (平成 26 年度第 2 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

荒 井 秀 則	弁護士
中 坂 恵美子	広島大学大学院教授
横 藤 田 誠 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授